

# - 平成27年度保育所等利用のご案内 -

## 保育所等について

### 1. 保育所等とは

保護者が就労や病気などの理由で、家庭において保育を受けられないお子さまを保護者に代わって保育をする施設・事業者です。したがって、就学前の教育や集団生活になれさせるなどの理由だけでは入所できません。

### 2. 保育所等に入所できるお子さまは

保護者が次ページの基準表に該当し、2号・3号の保育認定を受けている場合です。

平成27年度より保育を希望する方は、「支給認定」が必要になりました。

2号認定...保育が必要な満3歳以上の子ども

3号認定...保育が必要な0歳から2歳までの子ども

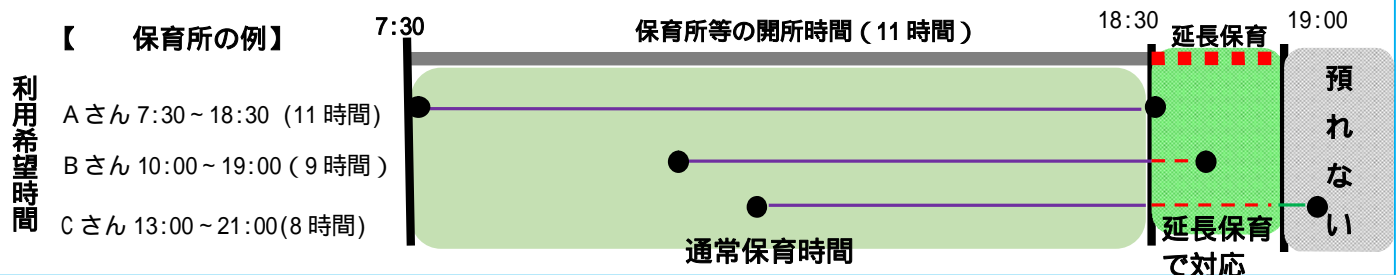
さらに、保育が必要な時間により、2つの区分に分かれます。

保育標準時間（おおむね1日11時間） / 保育短時間（おおむね1日8時間）

「支給認定」の申請は、保育所等の申し込みと同時に提出となります。

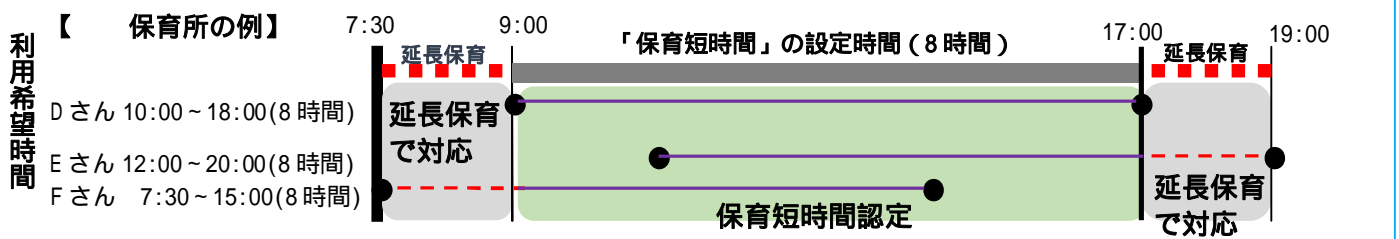
### < 「保標準時間」 利用の場合 >

**留意事項** 利用可能時間は、保育所等が開所している時間内の範囲での利用となります。  
詳しくは、葉山町内保育所等一覧をご覧ください。



### < 「保育短時間」 利用の場合 >

**留意事項** 利用可能時間は、保育所等が設定している時間内の範囲での利用となります。  
詳しくは、葉山町内保育所等一覧をご覧ください。

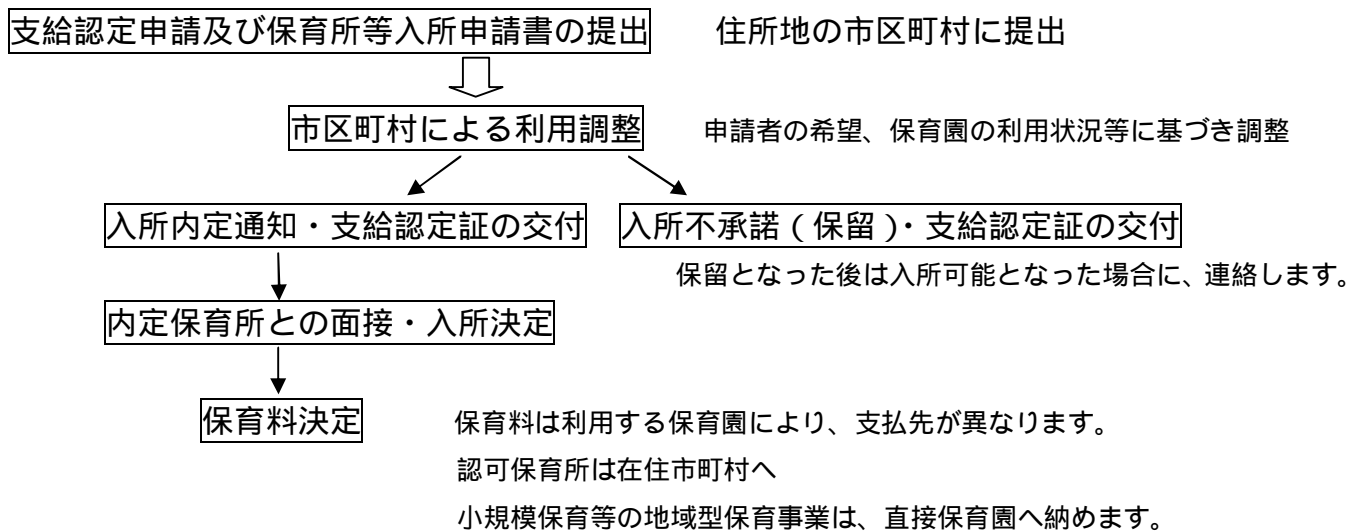


## 基準表

	保護者の状況	基準	保育必要量
1	就労	月120時間以上の労働をしている。(標準時間認定) 【目安 1日6時間・週5日】	標準時間
		月64時間以上の労働をしている。(短時間認定) 【目安 1日4時間・週4日】	短時間
2	妊娠、出産	出産の前後各8週の期間	標準時間
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。	・障害者手帳(1級から3級)療育手帳(重度・中度)精神保健福祉手帳の交付を受けている。 ・1ヶ月以上の入院、療養	標準時間 又は 短時間
4	同居又は長期入院している親族の介護・看護		
5	災害復旧	自宅の復旧作業に当たっている。	標準時間
6	求職活動	3ヶ月以内に限る。	短時間
7	就学	大学・専門学校・職業訓練校等 【目安 1日4時間以上・週4日以上】	標準時間又は 短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	/	標準時間
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育休該当児童が1歳になるまで。ただし、保育所に入所できなかった場合は1歳半まで。 (原則、短時間認定)	短時間
10	その他、上記に類する状態として認められる場合	/	標準時間又は 短時間

上記の基準に該当し入所の申し込みをされた方で、希望する保育所等が定員を超える場合には、別に定める選考基準により選考させていただきます。ただし、他の市町村にある保育所を希望されるときはこの限りではありません。

### 3. 手続きの流れ



## 申し込みについて

### 1. 新年度の入所（平成27年4月）

申し込み受け付けを11月25日(火)から12月12日(金)に子ども育成課で行います。詳しいことは、『広報葉山・11月号』及びホームページでご案内します。ただし、他の市町村にある保育所を希望される方は、その市町村による受け付け期間となりますのでこの限りではありません。

### 2. 年度途中の入所（平成27年5月以降）

入所を希望する月の2ヶ月前から子ども育成課で受け付けます。なお、入所希望月の前月の15日が申し込みの締め切りとなります。

## 入所申し込みに必要な書類

### 1. 必要な書類

- (1) 支給認定申請書
- (2) 保育所等入所申請書
- (3) 保育所入所状況届
- (4) 保育できないことを証明する書類・・・保育が必要な理由により異なります。  
就労...就労証明書（勤務先の証明、個人事業主等は地区民生委員の確認を受けたもの）  
障害・疾病・親族の介護...障害者手帳等の写し、医師の診断書など  
妊娠・出産...母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載部分）  
災害復旧...り災証明書
- (5) 入所児童確認表
- (6) 市町村民税課税（非課税）証明書（1月2日以降に葉山に転入された方）
- (7) その他・・・必要に応じて提出していただきます

### 2. 書類の提出

子ども育成課窓口において面接（聞き取り）を行いますので、持参していただきます。

## 入所決定等について

### 申込み後

新年度入所の場合は内定の連絡（おおむね2月中旬）後、面接による状況確認等を行い、決定の通知を保護者に行います。入所は原則毎月1日からとなります。（ただし、保育所の定員に余裕がない場合などは入所できないことがあります。）なお、入所決定後に入所を辞退または取消しされる場合は、すみやかに子ども育成課へ連絡してください。連絡のない場合は在籍とみなし、保育料を徴収しますのでご了承ください。

## 保育料について

お子さまが保育所に入所しますと保育料がかかります。この保育料は、父親と母親の前年度町民税額の合算額により決定します。また、父親・母親が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の町民税等で決定される場合があります。平成27年4月からの保育料表はまだ決定しておりませんが、添付の平成27年度保育料表（案）を参考としてください。

なお、教材費・給食費などは別途、各保育園での徴収となり、金額も異なります。

## 入所後について

### 1. 入所後の状況の確認

入所後、次年度の入所継続の希望や家庭の状況確認を行うため、11月頃に入所の継続確認を行います。なお、必要に応じて面接による資格審査を行うことがあります。

### 2. 保育料の決定

毎年、町民税決定後の9月に保育料の決定をします。なお、公立・私立とも保護者の負担する保育料は同額です。

### 3. 保育料の納付方法

保育料については、原則、口座振替をお願いしています。次の金融機関または、子ども育成課窓口で手続きしてください。

口座振替の申し込みができる金融機関	
三菱東京UFJ銀行	湘南信用金庫
みずほ銀行	かながわ信用金庫
三井住友銀行	よこすか葉山農業協同組合
横浜銀行	ゆうちょ銀行

### 4. その他

保育園ごとに、園のきまりが異なります。個人負担の教材費や持ち物、ならし保育の期間や延長保育の時間などそれぞれの園のきまりを守るようお願いします。

**原則として、土曜日の保育は、就労等でお子様を保育できない方を対象としています。平日でも、両親のどちらかがお休みの場合は、保育の利用ができないなどの制限があります。**

### 5. 届出について

次の場合はただちに子ども育成課及び入所している施設へ届出をしてください。

- (1) 退職、病気軽快、その他の理由でお子さまの保育が可能になったとき
- (2) 転出(転居)等により保育所へ通所できなくなったとき
- (3) 仕事先が変わった(転職)とき
- (4) 住所、氏名、世帯構成に変更があったとき
- (5) 父母等の税額に変更があったとき
- (6) その他届け出の内容に変更があったとき

連絡及びお問い合わせ先

〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135

葉山町 保健福祉部 子ども育成課 児童福祉係

電話 046(876)1111 内線 222

葉山町内の保育所等一覧

施設・事業者名	定員	保育年齢	開所時間 (括弧内は土曜日)	短時間保育	延長保育 (標準時間)	延長保育料 (目安)	所在地	電話番号	主体
葉山保育園	100	産休明け～	7:30～19:00 (17:00)	9:00～17:00	18:30～	30分 300円	堀内 2050-9	875-6246	公立
葉山にこにこ保育園	85	産休明け～	7:00～19:00 (18:00)	9:00～17:00	18:00～	30分 400円 60分 800円 月極 30分 3,000円 月極 60分 6,000円	長柄 991	875-2324	私立
(仮称) 葉山ぎんのすず保育園 *平成 27 年度開園予定	60	産休明け～	7:00～19:00 (18:00)	8:30～16:30	18:00～	10分 100円 1ヶ月上限 6,000円	堀内 1130-1	090-2643-0005	私立
おひさま保育室 *平成 27 年 6 月認可予定	30	産休明け～	7:30～19:00 (18:30)	8:30～16:30	18:30～	30分 500円 月極 30分 4,000円 月極 60分 8,000円	一色 1531-11	876-3277	私立
風の子保育園(注)	19	産休明け～ 3歳未満	7:00～20:00 (18:00)	9:00～17:00	18:00～	18:00～19:00 15分 200円 19:00～20:00 15分 400円	一色 1441	876-2118	私立

(注) 風の子保育園は、0歳から2歳までの小規模保育事業者

開所時間の括弧書きは土曜日の時間です。

延長保育は、別途延長保育料がかかります。園ごとに異なりますのでご確認ください。

## 平成27年度 保育料表（案）

この保育料は現時点での案です。

平成27年度保育料は、平成27年3月下旬に葉山町議会の議決を経て決定する予定です。

（単位：円）

階層	区分		保育料(月額)					
			保育標準時間			保育短時間		
			満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
1	生活保護世帯	基準	0	0	0	0	0	0
2	町民税非課税世帯	基準	4,000	2,400	2,400	3,900	2,300	2,300
		半額	2,000	1,200	1,200	1,950	1,150	1,150
3	町民税均等割のみ	基準	7,300	5,500	5,500	7,100	5,400	5,400
		半額	3,650	2,750	2,750	3,550	2,700	2,700
4	所得割課税額 48,600円未満	基準	10,600	8,600	8,600	10,400	8,400	8,400
		半額	5,300	4,300	4,300	5,200	4,200	4,200
5	所得割課税額 60,000円未満	基準	17,200	15,000	13,800	16,900	14,700	13,500
		半額	8,600	7,500	6,900	8,450	7,350	6,750
6	所得割課税額 97,000円未満	基準	19,200	17,000	15,800	18,800	16,700	15,500
		半額	9,600	8,500	7,900	9,400	8,350	7,750
7	所得割課税額 169,000円未満	基準	31,800	29,000	27,600	31,200	28,500	27,100
		半額	15,900	14,500	13,800	15,600	14,250	13,550
8	所得割課税額 230,000円未満	基準	41,000	32,300	28,000	40,300	31,700	27,500
		半額	20,500	16,150	14,000	20,150	15,850	13,750
9	所得割課税額 301,000円未満	基準	46,000	33,000	28,500	45,200	32,400	28,000
		半額	23,000	16,500	14,250	22,600	16,200	14,000
10	所得割課税額 397,000円未満	基準	59,400	33,600	29,200	58,300	33,000	28,700
		半額	29,700	16,800	14,600	29,150	16,500	14,350
11	所得割課税額 397,000円以上	基準	61,400	34,000	30,000	60,300	33,400	29,400
		半額	30,700	17,000	15,000	30,150	16,700	14,700

注1 2～11階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、年齢の高い順から基準額、次に半額（3人以上の入園はその児童以降0円）となります。

注2 年齢の判定は入園の年度の初日の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判定は変わりません。

注3 第2階層から第4階層でひとり親家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人がいる場合は、次の表による保育料となります。

（単位：円）

階層区分	保育料(月額)					
	保育標準時間			保育短時間		
	満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	6,600	4,800	4,800	6,400	4,700	4,700
第4階層	9,600	7,600	7,600	9,400	7,400	7,400